

産業建設常任委員会審査日程

日 時	令和 2 年 7 月 3 1 日（金） 午前 1 0 時～
場 所	第 2 委員会室

審査内容

- 1 山陽小野田市地方卸売市場について

```

graph LR
    A[卸売業者の公募] --> B{有}
    A --> C{無}
    B --> D[説明会の開催  
(状況説明・意向確認)  
・仲卸業者(1)  
・売買参加者(39)  
・附属営業人  
・生産出荷者]
    C --> E[市長協議]
    E --> D
    D --> F[意向確認]
    F --> G[民間市場活動  
意向有]
    F --> H[民間市場活動  
意向無]
    G --> I[協議]
    I --> J[方針(案)決定]
    H --> J
    J --> K[市場運営協議会開催]
    K --> L[方針決定]
    L --> M[地方卸売市場条例の  
廃止  
市場管理条例の制定]
    M --> N[新たな民間市場  
活動開始]
    H --> O[市有財産としての他用途での活用  
を庁内協議]
    O --> P[地方卸売市場  
条例の廃止]
    P --> Q{有}
    P --> R{無}
    Q --> N
    R --> S[売却ほか]
    
```

7月28日

8月末（必要に応じ延長）

9月（必要に応じ10月末）

12月議会

令和3年4月

卸売業者の公募

有

無

市長協議

説明会の開催
(状況説明・意向確認)
・仲卸業者(1)
・売買参加者(39)
・附属営業人
・生産出荷者

意向確認

民間市場活動
意向有

協議

方針(案)決定

市場運営協議会開催

方針決定

地方卸売市場条例の
廃止
市場管理条例の制定

新たな民間市場
活動開始

市有財産としての他用途での活用
を庁内協議

地方卸売市場
条例の廃止

有

無

売却ほか

現状の市場活動を継続（令和3年3月末）
ただし、仲卸業者が卸売業務を続けることが条件

加古川市地方卸売市場の聞き取り概要

日 時：令和2年3月26日（木）15：00～17：30

場 所：加古川市地方卸売市場

出席者：場長、産業振興課副課長

多田参与、平係長、稲葉

○加古川市地方卸売市場の概要

- ・市場の立地としては、姫路市中央卸売市場と明石地方卸売市場の間に位置している。
- ・近郷野菜を大切にしている。
- ・以前は、約50億円以上の売上高を計上していた時期もあったが、平成31年3月は約10億円まで落ち込み、経営不振が続く等の理由により、卸売業者が破産した。負債額は、約2億円。

○卸売業者の公募について

- ・募集要項策定にあたり、卸売業務について3年以上の実績があること等、申請資格要件はあえて厳しめにした。
 - 10年後20年後を見据えたときに、公設市場として生き残ることを視野に入れたため。
- ・公募始めた時点では、白紙の状態であった。
- ・3月26日現在で、応募は0件である。

○今後について

- ・卸売業者の公募を行うにあたり、その条件をどの程度厳しくするのか、緩めるのか、検討が必要である。

令和2年7月7日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

陳情者 樋口 晋也

令和2年6月4日提出の陳情書の補完資料の提出について

標記のとおり令和2年6月4日に深井篤 農林水産課長の公務員法違反事件についての陳情書を提出させていただきご審査いただいておりますが、私が総務文教常任委員会に参考人招致されましてから後日、深井篤農林水産課長（当時、以下「課長」という）に小野田中央青果(株)代表取締役の立場での取材をさせていただきました。

つきましては、そのやり取りの中に本件陳情書の公務員法違反事件に関わる証言がありましたので陳情書の補完資料として提出いたします。

また、情報公開請求により深井課長の兼業許可申請書とその許可書、起案書も併せて提出いたします。

以上、ご配意の程宜しく申し上げます。



補完資料説明書

- 1、深井篤代表取締役に対して聞き取りを行った内容を Q&A 形式にしてまとめた用紙 3 枚。
※ Q) が樋口の発言で A) が深井課長の発言で要約してまとめたものです。この聞き取りでのポイントは、3 月 20 日の取締役会において深井課長が代表取締役に選任、就任したが当日市長に対して許可申請を行っていなかった旨の発言です。
- 2、深井氏が市長に提出した「営利企業等の従事許可申請書」用紙 2 枚
【小野田中央青果(株)】の件
- 3、深井氏が市長に提出した「営利企業等の従事許可申請書」用紙 1 枚
【(株)小野田青果販売】の件
- 4、市長が深井氏に出した「営利企業等の従事許可通知書」用紙 1 枚
【小野田中央青果(株)】の件
- 5、市長が深井氏に出した「営利企業等の従事許可通知書」用紙 1 枚
【(株)小野田青果販売】の件
- 6、深井氏が市長に提出した許可申請書に基づいて作成された「起案書」用紙 1 枚
※ この起案書が問題のもので、深井氏は上記 1 の私の取材での答弁で「申請書は後日出した」ことを明確に発言しています。とすればこの起案書の起案日は 3 月 20 日ではなく、提出された 3 月 20 日以降の日付の記載でなければなりません。
では何故人事課はそのような処理をしたのでしょうか。この日付けでなければ困るのは深井課長であり人事課ではありません。
深井課長は少しでも公務員法違反要件を逃れるために同日付の決済を必要としていたということは容易に想像できます。しかしこれは公文書偽造です。
自分の地位保全のために人事課職員を巻き込み手を汚させたことは深井課長の罪を更に重くするものであると考えております。

以上、6 点の資料について提出いたします。

令和 2 年 7 月 7 日

陳情者 樋口 晋也

令和2年7月初旬 市内某所にて

深井篤(株)小野田中央青果社長取材内容まとめ

作成者 樋口 晋也

●社長就任について

Q) 3月20日社長就任は取締役会にて決定されたが、市長への兼業申請はいつ提出したか

A) その日ではない

Q) では後日3月20日にさかのぼって申請をして許可を得たということか。

A) そうです

Q) これは市長と直接面談があったのか

A) 市長には事前にこうゆうふうになりますよと部長を通して報告していた

Q) では事後承諾ではなかった？

A) そうです。でもその時に取締役会で決定しておりませんでしたので、「こういう風になります」としかし3月20日になるかどうかは未定でしたので3月20日というのは分かっていませんでした

●税理士の証言について

Q) 税理士の証言について、もしも参考人として税理士が呼ばれた場合に「税理士には守秘義務があるから深井社長は中央青果の過去の不都合な真実について発言しないように指示を出したか

A) 一切言っていない

Q) その指示を出す考えはあるか

A) ありません

Q) では自分の知っていることは全て言っていただいていいという考えか

A) はい

Q) それは中央青果の社長としての発言か？

A) はい

Q) 一切隠す必要はないということを公言できるということか

A) はい

●刑事告発について

Q) 仲買人の産地偽装の刑事告発が不起訴になったが、推定無罪からいけば間違った告発であったということで謝罪をすべき (前社長から引き継いだ時に証拠として出された書類について内容確認をしたか 例えば証拠書類にある 商店さんの来場はあり得ない時間帯であると本人の証言があるが、市役所から歩いて数分のところだけ確認したのか

A) そういった確認作業はしていません

Q) 人の人生が掛かってくることでその家族も路頭に迷うことになるかもしれない重要な意味を持つことなのになぜ確認作業を行わなかったのか

さんという人物が虚偽の証言をされるような方ではないことは深井さんもお存知のはずなぜ確認しなかったのか

A) このことは弁護士に任せていた それよりも会社の立て直しに注力していくことだけを考えていた

Q) 産地偽装が不起訴になった場合は会社の存続にも関わる重大事項なのに何故取締役会にも図らなかったのか (河口部長証言もあったが)

A) 取締役会に諮る前の段階で弁護士に任せようという流れであったため

Q) 弁護士は の言葉を信用して告発を行っているのだから弁護士がその告発を継承しようとするのは当然なのに何故疑義を持たなかったのか

A) 何度も繰り返しになるが弁護士に任せていたから

Q) 深井さんが社長就任時点で何故疑わしきは罰せずのスタンスで市場に戻さなかったのか、リスクマネジメントとして大事なことだったのではないか

A) 何故疑義を持たなかったのかということについて 私は取締役ではなく「代表取締役」として中央青果が訴えたものを私がそれを覆すことになるかもしれないということで、できなかった

●差し入れ保証金について

Q) 深井さんが社長就任時点で「差し入れ保証金ではない」という証言が出ており疑義があったのに何故表に出さなかったのか 言わなかったために深井さんは さんと同じ立場になった 調査しなくちゃいけなかった 島根に行って調査すれば状況証拠だけでも、これは投資だったんだということは確認できたはず 何故 さんと同じスタンスで「表に出したら問題になるから」と黙ったのか疑問

A) 「表に出したら問題になるから」というのとニュアンスが違う 自分の中で「調べること自体がどうなのか」と思った

Q) 隠蔽ってことになりますよ 決算までにその事実を表に出せば出資者としての行政にも深井さんにも責任はなかったのに何故？

A) 決算の前に取締役会議で決算承認後に調査してやり直すことになっていた

Q) 決算前にやるべきだったのに何故決算後なのか

A) とりあえず決算を終えてから調べていこうとなった

Q) しかし決算後になっても進まないために農協の取締役が早く調査をするように何度も市役所に行っていることを農協が証言しているがなぜしなかったか

議会も市民団体も取締役の農協も 1500 万の差し入れ保証金の調査を求めているのになぜしなかったか

A) これ以上何ができるんだろうかと・・・

Q) 現地調査や帳簿、通帳などの確認をすれば良かったのではないかと そして島根の会社が何をどれだけ出荷したかなど調べるべきではなかったか そうすることで「これは事実だな」ということが分かったのではないかと そうすれば株主総会前にその修正を行う手続きがとれたはずだ

A) ご存知のように〇〇社長からこれは「投資」という話があり 中央青果の勘定科目を投資にしてくれと、しかし〇〇税理士から「それはできない」と言われた

Q) できないわけがない

A) 会計継続の原則上それは出来ないと言われた

Q) 虚偽申告ということで〇〇さんを告発すればよかっただけの話では？ここまで来たらあなたが告発される話になります

結局、〇〇さんがそういうことを言われるので穏便に済まそうとしたということか？

A) 現地に行けば確かにビニールハウスが立っていると思います でもそれを認めてしまったら、それを見たらこれはもう差し入れ保証金ではない、確かに投資だと認めなくてはならなくなるのではなからうかと、そういう不安もあって現地に行っていない

Q) 結局、認めることになってしまうと大変なことになってしまうと思ったし そうなることが怖かったから行かなかったってこと？

A) そうです 正直なところですが それが

以上

営利企業等の従事許可申請書

平成31年(2019年)3月20日

山陽小野田市長 藤田 剛 二 様

申請者 経済部次長兼農林水産課長

深井 篤 

小野田中央青果株式会社の臨時株主総会において、代表取締役を選任されたので、就任することについて地方公務員法第38条第1項の規定により申請します。

申請者 氏 名 深井 篤

住 所 生年月日 

所 属 山陽小野田市

所 在 地 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

職 名 経済部次長兼農林水産課長

従事先 名 称 小野田中央青果株式会社

業 種 青果物の卸売業務

所 在 地 山陽小野田市大字西高泊1184番地1

職 名 代表取締役

選 任 日 平成31年3月20日

報 酬 なし

営利企業等の事業内容と職責

山陽小野田市地方卸売市場において青果物の卸売業務を行っている。その会社の代表取締役として業務を総括する。

営利企業等の従事が職務に与える影響

期間は、平成31年3月20日から終期は未定。

前年度の決算業務、通常の経理業務があるが、週に2日程度必要となる。

これには集中してそれにあたるのではなく、公務の合間を利用する。

営利企業等の従事を必要とする理由

会社の存続又は解散を判断するため、平成30年度の経理状況（未払金や未収金の金額と相手先等）を把握する必要がある。

営利企業等の従事許可申請書

平成31年(2019年)3月20日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

申請者 経済部次長兼農林水産課長

深 井



株式会社小野田青果販売の臨時株主総会において、代表取締役を選任されたので、就任することについて地方公務員法第38条第1項の規定により申請します。

申請者 氏 名 深井 篤

住 所

生年月日

所 属 山陽小野田市

所 在 地 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

職 名 経済部次長兼農林水産課長

従事先 名 称 株式会社小野田青果販売

業 種 青果物の小売業務

所 在 地 山陽小野田市大字西高泊1184番地1

職 名 代表取締役

選 任 日 平成31年3月20日

報 酬 なし

営利企業等の事業内容と職責

青果物の小売業務を行っている会社であり、その会社の代表取締役として業務を総括する。

山 人 第 2 6 0 7 号

平成31年(2019年) 3月20日

深 井 篤 様

営利企業等の従事許可通知書

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

平成31年3月20日付けで申請のありました、営利企業等への従事許可申請（小野田中央青果株式会社）について、内容を精査した結果、営利企業等への従事を許可しますので通知します。

教 示

- ・ 任命権者が下記基準に基づき、例外的に許可をしていますので、全体の奉仕者であるという自覚をもって、この基準に反することのないよう行動してください。なお、基準に反する行動があった場合は、許可を取り消すだけでなく、場合によっては懲戒処分の対象となりますので申し添えます。

- 1 申請事由が合理的かつ納得性の高いものであること。
- 2 営利企業等に従事しても、職務遂行上、能率の低下を来たすおそれがなく、職務専念義務への影響がないこと。
- 3 営利企業等に従事しても、利害関係が生じるおそれがなく、職務の公正性が確保されること。
- 4 営利企業等の業務内容が、職員の品位及び公務員に対する信頼を損なうものでないこと。

平成31年(2019年) 3月20日

深井 篤 様

営利企業等の従事許可通知書

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

平成31年3月20日付けで申請のありました、営利企業等への従事許可申請（株式会社小野田青果販売）について、内容を精査した結果、営利企業等への従事を許可しますので通知します。

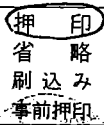
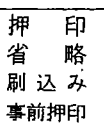
教 示

- ・任命権者が下記基準に基づき、例外的に許可をしていますので、全体の奉仕者であるという自覚をもって、この基準に反することのないよう行動してください。なお、基準に反する行動があった場合は、許可を取り消すだけでなく、場合によっては懲戒処分の対象となりますので申し添えます。

- 1 申請事由が合理的かつ納得性の高いものであること。
- 2 営利企業等に従事しても、職務遂行上、能率の低下を来たすおそれがなく、職務専念義務への影響がないこと。
- 3 営利企業等に従事しても、利害関係が生じるおそれがなく、職務の公正性が確保されること。
- 4 営利企業等の業務内容が、職員の品位及び公務員に対する信頼を損なうものでないこと。

起案用紙

整理番号 10

収 受	年 月 日	文書分類	00C 人事 002 服務 105 勤務条件5							
処理期限	年 月 日									
起 案	平成 31 年 03 月 20 日									
決 裁	平成 31 年 03 月 20 日	発送種別		保存期間	3 年					
施 行	平成 31 年 03 月 20 日	公 開 非公開 区 分	公開	非公開理由 条例第 条第 号に該当						
記号番号	山人第 2607 号		起案者	人事課 主幹 光井 誠司 課長補佐						
特記事項	議会の議決事項 ☐ 該当 ☒ 非該当 ・地方自治法第 条第 号 ・その他 ()									
決裁区分	市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	文書主任	係長	課員	
甲										
合 議	課		部長	次長	課長	課長補佐	文書主任	係長	課員	
	課									
	課		部長	次長	課長	課長補佐	文書主任	係長	課員	
	課									
	課		部長	次長	課長	課長補佐	文書主任	係長	課員	
	課									
	課		部長	次長	課長	課長補佐	文書主任	係長	課員	
	課									
公 印	種 類	市長印			種 類					
	 押 印 省 略 刷 込 み 事前押印	保管課長	主管課長	取扱者	 押 印 省 略 刷 込 み 事前押印		保管課長	主管課長	取扱者	
あて先	経済部次長兼農林水産課長				発信者名	市長名				
件 名 営利企業等の従事制限許可について										
平成31年3月20日付けで、深井 篤経済部次長兼農林水産課長から、別紙のとおり営利企業等の従事許可申請書が提出されたので、許可してよろしいか。 (従事先) 名 称 小野田中央青果株式会社 株式会社小野田青果販売 選任日 平成31年3月20日 報 酬 なし その他、「小野田中央青果株式会社」は出資金2,000万円の内1,000万円を市が出資している会社であり、「株式会社小野田青果販売」は、「小野田中央青果株式会社」100%出資の会社である。										